

春の清掃強化期間実施要領

清潔で住みよい生活環境をつくるため、春の清掃強化期間を設定し、市民総ぐるみの清掃を呼びかけます。

1 期間 令和8年4月12日（日）～ 令和8年5月10日（日）

2 スローガン 「めざそう ごみゼロ旭川」

3 実施内容

(1) 公共の場所（道路、公園等）の清掃

清掃で出たごみ（粗大ごみ除く）は「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別して、「地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋」に入れてください。

ごみを入れた「地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋」は団体名を記入し、該当する分別区分に○印をつけた上で決められた収集日にそれぞれの町内会のごみステーションに出してください。

●缶やびんは中身を全部出してください。ただし、汚れが落ちないものは「燃やせないごみ」に分別してください。

●「地域清掃・ボランティア清掃ごみ袋」が足りなくなった場合、必要枚数をクリーンセンター、東部まちづくりセンター、各支所及び市役所廃棄物政策課でお受け取りください。

●同封した「春の清掃実施報告について」を御確認の上、実施内容等をインターネットの報告専用フォーム、またはFAXでクリーンセンターに御連絡ください。

(2) 汚でいの回収

清掃強化期間中に市道の道路側溝を清掃して汚でい回収が必要になった場合、別紙「汚でい回収申込書」を旭川市土木事業所（電話 36-2244）に提出してください。申込みは令和8年4月10日（金）から令和8年5月13日（水）までの期間内に提出いただきますよう、御協力をお願いします。

なお、消石灰が必要な場合も土木事業所にお申込みください。消石灰は土木事業所及び神居、永山、神楽、西神楽、東鷹栖の各支所で受け取ることができます。

4 担当

(1) 公共の場所（道路、公園等）の清掃

旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5） 電話 36-2213

メールアドレス：seisouoffice@city.asahikawa.lg.jp FAX 36-4239

(2) 汚でいの回収

旭川市土木事業所（東旭川町下兵村6番地の2） 電話 36-2244